

○岩国市現場代理人等取扱要領

令和4年4月1日要領第11号

改正

令和5年1月1日要領第1号

令和6年4月1日要領第5号

令和7年4月1日要領第7号

岩国市現場代理人等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、岩国市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の現場代理人及び主任技術者（以下「現場代理人等」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の資格要件)

第2条 現場代理人の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者と直接的かつ継続的な雇用関係があること。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号又は同法15条第2号の規定による営業所技術者等でないこと。ただし、営業所と近接した場所で施工する場合又は監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日付け国総建第316号）における「二一二監理技術者等の設置（5）営業所技術者等と主任技術者又は監理技術者との関係②」と同等の要件を満たす場合を除くものとする。

(現場代理人の常駐期間)

第3条 現場代理人は、原則として工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うものとする。ただし、次の各号のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制を確保できるときは、工事現場における常駐を要しないことができるものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (5) 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間

(現場代理人の兼務の要件)

第4条 受注者は、第1号アからエまでのいずれかの要件を満たし、かつ、第2号アからエまでの全ての要件を満たす場合は、工事の現場代理人を、他の工事の現場代理人等として配置（以下「兼務」という。）することができるものとする。ただし、設計金額が200万円を超えない工事による配置は、兼務に該当しないものとする。

(1) 個別要件

ア 密接な関係にある2以上の工事を同一の場所又は近接した場所（50m以内の区域）で施工する場合

イ 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項の規定により、主任技術者の兼務が認められる工事契約である場合

ウ 監理技術者制度運用マニュアルにおける「三 監理技術者等の工事現場における専任(2)主任技術者又は監理技術者の専任配置の特例①」に規定する専任特例1号と同等の要件を満たす場合

エ 次の要件をいずれも満たす場合

(ア) 兼務する工事契約が3件以内であること。ただし、柱島、端島又は黒島の工事においては、これに2件まで追加できるものとする。

(イ) それぞれの契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合にあっては、9,000万円）未満であること。

(2) 共通要件

ア 兼務する工事現場がいずれも岩国市内であること。

イ 兼務する工事契約の発注者が岩国市以外の者である場合は、その発注者が兼務を了承していること。

ウ 発注者と常に連絡が取れる体制を確保できること（携帯電話、連絡責任者の配置等）。

エ 兼務するいずれかの工事現場に常駐すること。

（現場代理人等の兼務の届出）

第5条 受注者は、工事の現場代理人を他の工事の現場代理人等として配置しようとするときは、現場代理人兼務届（様式第1号）により現場代理人の兼務を発注者に届け出るものとする。

2 受注者は、建設業法施行令第27条第2項の規定により、工事に他の工事と同一の専任の主任技術者を配置しようとするときは、建設業法施行令第27条第2項の規定に係る主任技術者の兼務届（様式第2号）により主任技術者の兼務を発注者に届け出るものとする。

3 受注者は、前2項の規定による届出をする場合には、事前に他の工事の発注者に届出の内容について、書面により承諾を得るものとする。

4 受注者は、現場代理人等が兼務する他の工事の完了に伴い兼務が解除されたとき、又は他の工事の工期変更に伴い兼務期間に変更が生じるときは、書面により発注者に通知するものとする。

5 受注者は、現場代理人等が兼務の要件を満たさなくなったときは、速やかに別の現場代理人等を選任し、発注者に岩国市建設工事執行規則（平成18年規則第171号）第32条第1項に規定する現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届を提出するものとする。

（現場代理人等の兼務に係る承諾）

第6条 発注者は、受注者から前条第1項及び第2項の規定による届出又は同条第3項の規定による承諾の依頼があったときは、兼務する工事の施工内容等を総合的に勘案した上で、現場代理人等の兼務について適否を決定し、承諾するものとする。

（現場代理人の変更）

第7条 現場代理人の途中交代は、原則認めないものとする。ただし、工事現場に配置する現場代理人の職務分担、本店支店等の支援体制等について支障がないと認められ、かつ、次の各号のいずれかの要件を満たすときは、この限りでない。

(1) 監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱

いについて（令和3年4月1日制定）第4項第2号に規定する個別条件に該当するとき。

（2）次条に規定する兼務の承諾の取消し措置を受けたとき。

2 受注者は、前項ただし書の要件を満たし、発注者と協議した上で、現場代理人を変更することがやむを得ないと認められるときは、速やかに別の現場代理人を選任し、現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届及び変更に係る要件等の事実を確認できる書類を発注者に提出するものとする。

（兼務の承諾の取消し）

第8条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、兼務の承諾を取り消すものとする。

（1）予期せぬ事象が発生したことにより、現場代理人等が兼務を継続することが不適当と認められるとき。

（2）受注者がこの要領の規定に違反していると認められるとき。

（3）受注者が偽りその他不正な手段により兼務の承諾を得たと認められるとき。

2 発注者は、前項の規定により兼務の承諾を取り消すときは、書面によりその理由を付して受注者に通知するものとする。

（兼務の適用除外）

第9条 第4条の規定にかかわらず、工事が次の各号のいずれかに該当するときは、現場代理人等の兼務を認めないものとする。ただし、施工中の工事と直接関連する随意契約により受注した工事を除く。

（1）岩国市低入札価格調査実施要領（平成21年4月1日制定）第2条に規定する低入札価格調査を経て契約を締結する工事

（2）総合評価競争入札により執行する建設工事

（3）岩国市建設工事共同企業体取扱要綱（平成18年3月20日制定）に基づき結成された共同企業体が施工する工事

（4）発注者が工事の内容等から兼務が困難と認める工事

（現場代理人等の取扱い）

第10条 前各条に定めるもののほか、現場代理人等の取扱いについては、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

（1）第4条第1号アにおける現場代理人の兼務については、その相互の内容を総合的に判断した上で、複数の工事契約を1件とみなすことができる。

（2）第4条第1号イにおいて建設業法施行令第27条第2項に規定する密接な関係のある建設工事とは、建設工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる建設工事（連続する同一の道路、河川、敷地等における建設工事等）又は施工に当たり相互に調整を要する建設工事（2つの現場の資材を一括で調達する場合、建設工事の相当の部分を同一の下請業者で施工する場合等）とする。

（3）第4条第1号イにおいて建設業法施行令第27条第2項に規定する近接した場所とは、工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度（現場間の直線距離が10キロメートル以内とし、極端に迂回を生じるなど現場間の迂回が容易でない場合を除く。）の場所とする。

(4) 主任技術者について、この要領に定めのないものは、監理技術者制度運用マニュアル及び監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者）の途中交代の取扱いについてによるものとする。

（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領の施行の日前に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知がなされた工事については、なお従前の例による。

附 則（令和5年1月1日要領第1号）

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日要領第5号）

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩国市現場代理人等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第1項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行う工事から適用し、同日前に公告等を行う工事については、なお従前の例による。

附 則（令和7年4月1日要領第7号）

（施行期日）

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の岩国市現場代理人等取扱要領の規定は、この要領の施行の日以後に地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告又は同令第167条の12第2項の規定による通知（以下「公告等」という。）を行った建設工事から適用し、同日前に公告等を行った建設工事については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

岩国市長様

受注者 所在地

名称

代表者名

印

現場代理人兼務届

次の工事（以下「当該工事」という。）における現場代理人の兼務について、他の工事の発注者に承諾を得たので、届け出ます。

なお、兼務による現場代理人の職務について支障がないことを誓約するとともに、兼務が適当でないと判断された場合は、貴市の指示に従います。

1 当該工事の現場代理人

兼務する者の氏名		連絡先	
----------	--	-----	--

2 当該工事（兼務1）

発注者		監督員	
工事名			
工事場所			
請負金額			
工工期	年 月 日	～	年 月 日
工事における役職	現場代理人	・	主任技術者
位置関係（距離）	当該工事と他の工事1		k m
	当該工事と他の工事2		k m

3 他の工事1（兼務2）

発注者		監督員	
工事名			
工事場所			
請負金額			
工工期	年 月 日	～	年 月 日
工事における役職	現場代理人	・	主任技術者
位置関係（距離）	他の工事1と他の工事2		k m

4 他の工事2（兼務3）

発注者		監督員	
工事名			
工事場所			
請負金額			
工同期	年月日	～	年月日
工事における役職	現場代理人	・	主任技術者

5 建設業法施行令第27条第2項に該当する工事の場合

相互の関連性	
--------	--

（添付書類）距離が確認できる各工事の施工場所を記入した地図を添付すること。

- ※1 2から4までの記入欄は、兼務を届け出る当該工事を最上段に記入し、以下、受注の新しい順に他の工事を記入すること。
- ※2 他の工事の発注者に書面で兼務の承諾を得てから届出を行うこと。
- ※3 発注者が同一であっても届出を行うこと。
- ※4 兼務の解除や期間の変更があったときは、書面でその旨を通知すること。
- ※5 現場代理人を変更するときは、速やかに変更の届出を行うこと。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

（宛先）

岩国市長様

受注者 所在地

名称

代表者名

印

建設業法施行令第27条第2項の規定に係る主任技術者の兼務届

次の工事（以下「当該工事」という。）における主任技術者の兼務について、兼務する工事の発注者に承諾を得たので、届け出ます。

なお、兼務による主任技術者の職務について支障がないことを誓約するとともに、兼務が適当でないと判断された場合は、貴市の指示に従います。

1 当該工事の主任技術者

兼務する者の氏名		連絡先	
----------	--	-----	--

2 当該工事

発注者		監督員	
工事名			
工事場所			
工事の業種			
請負金額			
工同期	年 月 日	～	年 月 日
工事における役職	現場代理人	・	主任技術者

3 兼務する工事

発注者		監督員	
工事名			
工事場所			
工事の業種			
請負金額			
工同期	年 月 日	～	年 月 日

4 兼務のための根拠

位置関係（距離）	k m
相互の関連性	

（添付書類）距離が確認できる各工事の施工場所を記入した地図を添付すること。

- ※ 1 兼務する工事の発注者に書面で兼務の承諾を得てから届出を行うこと。
- ※ 2 発注者が同一であっても届出を行うこと。
- ※ 3 兼務の解除や期間の変更があったときは、書面でその旨を通知すること。
- ※ 4 現場代理人を変更するときは、速やかに変更の届出を行うこと。